不用な柿の木等の伐採を町が実施します

～クマを住宅付近へ誘引しないための対策～

不用な木とは

・対象樹木は柿や栗などとし、住宅街にあること(山林内は対象外)
・所有者又は団体等が利用していないものであること
・出荷用、農地を守る目的として栽培していた樹木ではないこと
　※上記以外を伐採する場合は既存の補助金(R8.4以降)を活用ください
　　（4/5補助　上限10万円）

伐採の条件

・樹木を根元から伐採すること　※伐根処理は行いません
・所有者から同意を得られていること
・伐採依頼後、町が委託した事業者が伐採すること
　※調整後に伐採日が決定します
・伐採木を職員が確認するためその立ち会いができること

事前に「伐採依頼書」を提出してください

申込期間：令和8年1月30日(金)まで

事業概要：個人負担なしで町が委託して伐採を実施する事業
(伐採後の搬出・処分については現地確認時に判断)
申 請 者 ：伐採樹木(土地)の所有者又は管理者
提出書類：伐採依頼書(農林建設課に設置)
提 出 先 ：農林建設課(役場２階)
※位置なども聞き取りしますので窓口に提出ください
そ の 他 ：令和８年２月に伐採木を役場内で調整
令和８年３月に伐採を予定しています

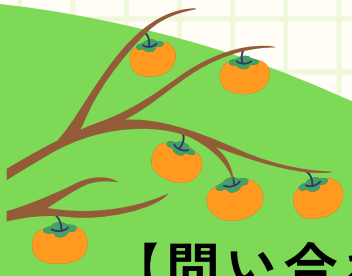

【問い合わせ先】七ヶ宿町農林建設課　☎37-2113